○農林水産省令第五号

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百五十五号）の施行に伴い、並びに野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十七条及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第十項（同法第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

農林水産大臣　江藤　拓

野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（野菜生産出荷安定法施行規則の一部改正）

第一条　野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（野菜指定産地の指定の基準） **第一条**　野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる法第二条の指定野菜（以下「指定野菜」という。）の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（野菜指定産地の指定の基準） **第一条**　野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる法第二条の指定野菜（以下「指定野菜」という。）の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
指定野菜の種類 / 面積 キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしよ、ブロッコリー、ほうれんそう及びレタス / 二十ヘクタール （略） / （略）	指定野菜の種類 / 面積 キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしよ、ほうれんそう及びレタス / 二十ヘクタール （略） / （略）
2　（略）	2　（略）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　区域内指定野菜の作付面積が次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる面積以上である場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。	2　区域内指定野菜の作付面積が次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる面積以上である場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。
指定野菜の種類 / 面積 キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしよ、ブロッコリー及びレタス / 五十ヘクタール （略） / （略）	指定野菜の種類 / 面積 キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしよ及びレタス / 五十ヘクタール （略） / （略）